

福井県の企業支援制度 (令和8年度版)

その他のお知らせ (労働相談)

<周知のお願い> 県労働委員会の制度等について

【事業者・団体の皆様へ】 【市町の皆様へ】

- 弁護士や労働組合役員、会社役員などの労働委員が、直接相談に応じる『労働相談会』（夜間・休日）を実施しています。
県内で働く労働者（公務員を除く）、使用者の方であれば、どなたでもご相談できます。
（事務局相談も受け付けています）
- また、労使のトラブルについて、公労使3名のあっせん員が、公正・中立の立場から話し合いによる双方の歩み寄りを促し、解決を支援する「あっせん」制度も、随時おこなっています。
- ぜひ、関係者や住民へのご案内、各団体や各市町の広報誌等でのご協力をお願いします。
 - 夜間労働相談会 : 原則毎月第3木曜日 18:00~20:00 @順化公民館など
 - 休日労働相談会 : 7月@福井市、10月@福井市、敦賀市（予定）、12月@越前市（予定）、3月@福井市（予定）
※詳細については、ホームページをご確認ください。

【事業者・団体の皆様へ】

- 労働委員会のトラブル解決支援制度等について、労働委員会委員や事務局職員が、会議や研修会等に出向き、分かりやすく説明をさせていただきます。
開催を希望する企業・団体を募集しています。

【市町の皆様へ】

- 各市町の産業施策部門等と連携して**合同パネル展**を開催したいと考えています。協力いただける市町を募集していますので、ご連絡をお待ちしています。
 - パネル展のイメージ：開催場所は各市町内の公共スペース等、各市町の雇用施策や労働委員会の制度等周知、1～2週間程度
 - これまでの開催実績：福井市(場所：県立図書館、AOS SA)、敦賀市(場所：敦賀市役所)
- 県労働委員会では**地方公営企業等の非組合員の範囲の認定および告示**を行っています。これは地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲（いわゆる非組合員の範囲）を認定して告示するものです。また、地方公営企業等が、**役職の新設・変更・廃止の組織改編等を行った場合には、労働委員会に通知しなければならないと定められています**ので、関連する部署にご連絡をお願いします。
 - 対象：地方公営企業法が全部適用となっている地方公営企業（例：水道事業、病院等）

労働委員会の
ホームページはこちらから

